

## 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

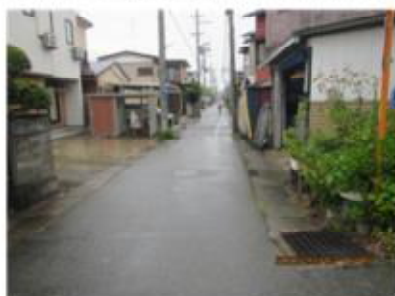
改正道路交通法施行令の施行により、令和8年9月1日から、法定速度は60km/hと30km/hの2種類になります。

### 1 現在の法定速度は？

標識等で最高速度の指定がない一般道路の場合は、一律60km/hです。

### 2 改正後の法定速度は？

生活道路における自動車の法定速度が30km/hに引き下げられます。



※ 生活道路のイメージ

### 3 生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

※ 道路標識等により最高速度が指定されている道路は、その速度が最高速度となります。

### 4 法定速度が引き続き60km/hとなる道路は？

以下の道路の法定速度は、これまで通り60km/hです。

- ア 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- イ 中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復で分離されている一般道路
- ウ 高速自動車国道のうち、本線車道及びこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」）
- エ 自動車専用道路

## 5 広報資料

### 法定速度引下げチラシ（警察庁作成）

**生活道路とは?**  
主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない道路を指し、道路幅が狭い道路のことです。

**ドライバーの皆様へ**  
最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることが、ドライバー、乗客、歩行者、自転車の方々の安全につながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

**こんな道は特に気を付けよう!**

- 商業・店舗が多い
- 通学路である
- 天候等で視界が悪い
- カーブが多い

**警察庁HP**  
▼生活道路における法定速度の引下げについて  
<https://www.ppa.go.jp/news/traffic/safety/speedlimit/speedlimit.html>

**お問い合わせ先**

**全国都道府県警察HP**  
▼各都道府県警察本部リンクはこちらです  
<https://www.ppa.go.jp/link/prefectural.html>

警察庁・都道府県警察

**▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼**

- 道路標識又は道路標示による**  
中央線又は中央分離帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又はその他の工物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている**  
一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加減速線及び減速車線以外のもの**  
所として、自動車専用道路と法定速度を併せ、いわゆる「ランプ」が設けられます。
- 自動車専用道路**

縦向きであり、道路標識等による規定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなります。

▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が30km/hの場合、最高速度は30km/hとなります。

## 6 問合せ先

秋田市山王四丁目1番5号  
秋田県警察本部 交通部 交通規制課 Tel.018-863-1111